議案第103号

教育情報利用パソコン、タッチペン及び電源アダプタの取得について（大阪市立西九条小学校ほか89校分）

全児童及び全生徒のＩＣＴを活用した学習を支援するため、次の機器を買い入れる。

１	物件	教育情報利用パソコン	31,558台
		タッチペン	9,143本
		電源アダプタ	5,437個
２	契約の相手方	東京都江東区豊洲２丁目２番１号豊洲ベイサイドクロス 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	
３	契約金額	1,465,264,900円	
４	納入期限	令和８年３月31日 令和７年５月15日提出	

大阪市長　　横　山　英　幸

説　明

教育情報利用パソコン、タッチペン及び電源アダプタを買い入れるため、大阪市財産条例第２条の規定により、この案を提出する次第である。

（参考）

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第１項第８号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。